

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	特定外来生物の指定	
規制の区分	新設、改正（ 拡充 、緩和）、廃止	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室	
評価実施時期	令和5年（2023年）5月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリについて、生態系への被害を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）に基づく特定外来生物に指定することで、それらの飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等を規制することとする。</p>	
想定される代替案	飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等のうち一部を除外し規制する。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	申請者による許可申請等にかかるコスト 年間約103千円	左記とほぼ同額となると思われる。
行政費用	許可申請等審査にかかるコスト 年間約230千円	左記とほぼ同額となると思われる。
直接的な効果（便益）の把握	<p>両種による森林生態系への被害の防止につながる。 加えて、ツヤハダゴマダラカミキリについては、規制の導入により、全国各地の街路樹・植栽樹、林産物及び果物への被害軽減につながる。また、サビイロクワカミキリについては、全国各地の街路樹や植栽樹への被害軽減につながる。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	両種について少なからず市場流通があるものの非常に限定的であるものと推測されるため、規制の影響は限定的であると考えられる。	同左
費用と効果（便益）の関係	農業及び林業生産額の低下や、景観の悪化、在来種との交雑による種の絶滅といった不可逆的な悪影響を防ぎ、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全、農林業への被害低減に資することが効果（便益）である。一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用よりも効果（便益）が大きいと考えられるため、当該規制の導入が妥当である。	
その他の関連事項	—	
事後評価の実施時期等	施行から5年後（令和10年）	
備考	—	